

土木学会「土木技術者の倫理規定」改定の趣旨

1938年（昭和13年）、土木学会は、「土木技術者の信条および実践要綱」を制定した。それは、第23代会長青山士の会長就任時の抱負を受けて検討された結果である。その目的は、土木技術者の品位を高め、技術者の矜持と権威を保ち、一方で青年技術者の指導方針とすることにあつた。また、土木の特徴である総合性や社会との深い関わりから、土木技術者の義務の遂行においては、公衆の安全、福利を最優先するという考えに基づくものである。明治維新以来、わが国の近代化に貢献してきた土木技術者が、その「技術者集団」としての要件を整える柱として、他学協会に先駆けて倫理規定を制定した高邁な見識は、我々の誇りとするところである。

1999年（平成11年）、土木学会は、「土木技術者の信条および実践要綱」を、その基本的な精神を引き継ぎながら時代の要請に沿うものとして改定し、「土木技術者の倫理規定」を制定した。それは、20世紀末の時代背景の影響によるもので、公共工事における不祥事に端を発した技術者への不信、技術に対する批判に 대응するとともに、地球環境問題への対応という新たな課題に応え、現在および将来の土木技術者が担うべき使命と責任の重大さを認識した結果である。

以来10年余が経過し、土木および土木学会を取り巻く環境は大きく変化した。国家財政の逼迫、少子高齢化、社会基盤の老朽化、地球温暖化と災害の巨大化、そして2011年3月11日の東日本大震災の発災である。マグニチュード9.0、最大震度7の大地震、高さ10mをはるかに超える巨大津波および原子力発電所事故により、2万人を超える尊い命が失われた。深い悲しみと喪失感、土木技術者としての責任を果たすことのできなかつた悔恨と無念さとともに、人々と社会の安全を守る土木はどうあるべきかが問われた巨大災害である。

2014年（平成26年）、土木学会は創立100周年を迎える。それを機に、土木の原点への回帰が求められているが、それは、土木100年の営為を振り返り、土木とは何か、土木技術者はどうあるべきかを考え、次の100年を展望することである。このような機会に、「美しい国土」「豊かな国土」そして「安全な国土」の構築、さらに、地球温暖化に対する緩和策および適応策としての持続可能な社会の構築という社会的使命を担う土木技術者にふさわしい倫理規定を模索することは意義のあることである。それは、土木事業を担う技術者、土木工学に関わる研究者等によって構成される土木技術者が、自己の社会的責任を認識し、それに基づいていかに行動すべきかを、自ら考えることができる規範を求めることである。

このような背景の下、土木学会は、「土木技術者の信条および実践要綱」以来の精神を引き継ぐとともに、公益社団法人として、社会に開かれた倫理規定を求め、「土木技術者の倫理規定」を改定した。

平成26年〇月〇日